

令和5年12月1日

静岡県立浜松東高等学校の生徒指導方針について

生徒課

【以下、令和5年4月に本校生徒・保護者に伝達した内容に加筆・修正したものです】

本校はこれまで、校訓「学ぶ術を学ぶ」のもと、地域や社会の発展に貢献できる人材育成に力を注いできました。高校卒業後は、「自律と自立」が求められます。高校生活の中で、状況に応じた正しい判断ができるよう、全生徒に対し、様々な指導・支援を行っています。

特に『身だしなみ』の指導については、全職員の共通理解のもと、生徒の進路実現を見据えて丁寧に行っております。「いつでも、どこでも」高校生らしい清潔で品位ある『身だしなみ』を選択できるよう指導・支援しております。本校のこの対応については、本校創立から50年を過ぎましたが、皆様の御理解・御協力のお陰で、地域・企業の方々からお褒めの言葉をいただいております。

時代が移り変わり、高校生の『身だしなみ』のあり方について、様々な意見が出てきております。令和4年度には静岡県教育委員会より「各学校の実情を踏まえて妥当性を検証し、必要に応じて見直しを行う」よう指示が出されました。

本校としても校則および『身だしなみ』指導については、LGBTQ等、多様な価値観を踏まえ、見直すべきところは見直していく所存ですが、生徒全員の自律と進路実現のために、高校生らしい清潔で品位ある『身だしなみ』を基準とした指導・支援を継続して行っていきます。『身だしなみ』の指導は、ややもすると“画一化”“没個性”と捉えられてしまう面がありますが、本来、個性とは、目標に向けて努力し続ける生徒の内面から滲み出てくるものであり、外面を着飾ったり、加工したりすることから生まれるものではないと考えます。古くから『身だしなみ』の乱れは心の乱れ」という言葉があります。本校は、こうした「不易流行」の考え方も大切にしたいと考えます。

なお、令和5年度には、企業の採用担当者や大学等の入試担当者を本校にお呼びし、専門の見地から生徒の『身だしなみ』を確認する機会を設け、生徒指導の更なる充実を図っております。今後も本校の生徒指導方針への御理解と御協力をよろしくお願い致します。

76 全日制課程 静岡県立浜松東高等学校

学校生活における規則（服装・頭髪など）

(1) 制服

制服は本校生徒にとっての「正装」である。学校指定のものをきちんと着こなすこと。
 詳細については年度当初に説明する。
 やむを得ず異装の必要が生じた場合は、HR担任等に必ず相談すること。

【タイプA】

ブレザー・ズボン・長袖シャツ（マーク入り）・ネクタイ（学校指定）・半袖ポロシャツ・ソックス
 ＊ベルトは、いわゆる「スーツ用ベルト（黒・紺・茶）」を着用する。
 ＊ソックスは白・紺・黒色の無地（ワンポイント可）のものを着用する。長さは、安全面を考慮し、くるぶしが完全に隠れる長さとする。
 ＊くつは黒の革靴または運動靴を履く。
 ＊セーターを着用する場合は、学校指定のものとする。
 ＊コート・マフラーを着用する場合は、華美ではない、安全で機能的なものを着用する。

【タイプB】

ブレザー・ベスト・スカートまたはスラックス・長袖ブラウス（マーク入り）・ネクタイ（学校指定）・半袖ポロシャツ・ソックス
 ＊スカートの長さは「ヒザにかかる程度」とする。
 ＊ソックスは紺・黒色の無地（ワンポイント可）のものを着用する。長さは、安全面を考慮し、くるぶしが完全に隠れる長さとする。
 ＊くつは黒の革靴または運動靴を履く。
 ＊ストッキング・タイツを着用する場合は、肌色または黒色とする。
 ＊セーターを着用する場合は、学校指定のものとする。
 ＊コート・マフラーを着用する場合は、華美ではない、安全で機能的なものを着用する。
 ＊スラックスを着用する場合のベルトは、いわゆる「スーツ用ベルト（黒・紺・茶）」を着用する。

(2) 頭髪

頭髪は、高校生らしく、清潔で品位あるものとする。
 ＊パーマ・カール・染色・脱色等、生まれつきの髪を加工しない。
 ＊奇抜で極端な髪形、極端な長髪等、故意に技巧をこらした髪形をしない。
 ＊まゆ毛を不自然に剃ったり、加工したりしない。
 ＊髪の長さは、前髪は目にかからない長さにし、後ろ髪が長い場合は束ねたりするなど、清潔で端正なものにする。
 ＊その他（注意事項）
 ・化粧はしない。
 ・ネックレス・指輪・イヤリング・ピアス（ホルダーも）等の装飾品、マニキュア・色つきリップクリーム・カラーコンタクト、華美なヘアゴム・飾りのついたヘアピンはしない。

(3) 私物管理

学校生活における私物管理については、机の中、ロッカーを活用し、整理整頓を心がける。特に、貴重品については、ロッカーを施錠して自己管理する。

(4) 携帯電話・スマートフォン

学校敷地内では電源を切り、バッグにしまい（ロッカーを施錠して保管し）、放課後敷地外に出るまで一切使用しないことが原則である。

ただし、授業等で担当教員の指示がある時に限り、使用することができる。

なお、テスト時については、教室内への持ち込みを禁止とする。テスト時の教室内持込が発覚した場合は、「テスト不正行為」とみなし、生徒指導の対象となる。

また、家庭での携帯電話・スマートフォンの使用については、契約者である保護者の責任・指導のもと、各種トラブルには十分注意し、時と場に応じた適切な使用をするよう心がける。

(5) 通学用バッグ・傘

学校指定品はない。華美ではない、安全で機能的なものを使用すること。

(6) その他

- ・身だしなみ等、学校生活全般について不安や悩み等がある生徒は、HR担任等の教職員に相談すること。
- ・学校生活の過ごし方について課題がある生徒については、生徒課職員が該当生徒・保護者と面談を行う場合がある。